

奈良県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十四年分の収支報告書について、高市早苗連合後援会から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十五年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十二号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

高市早苗連合後援会の項1中「収入総額	2,939,139」を「収入総額
2,989,139」に、	「前年繰越額
139,139」を「前年繰越額	189,139」に改め、同項2中「支出総額
2,820,708」を	「支出総額
2,720,708」に改め、同項4中「政治活動費	1,258,758」を「政治活動費
1,158,758」に改め、	「組織活動費
1,258,758」を「組織活動費	1,158,758」に改め、